

京都市告示第 105 号

京都市健康増進センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市健康増進センターを臨時に開所します。

平成18年6月20日

京都市長 榊本 頼兼

臨時に開所する日時 平成18年7月1日（土）から

平成18年8月31日（木）まで

午前9時から午後9時30分まで

(保健福祉局保健衛生推進室健康増進課)